

ポリ塩化ビフェニル含有分析
(洛西配水場)

仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外

1 総則

(1) 疑義

本仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

本仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- ア 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。
- イ 各種の試験及び検査に必要な費用。
- ウ 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。
- エ 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。
- オ その他本仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- ア 受注者が発注者の指示に従わないとき。
- イ 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
- ウ その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 提出書類

受注者は、次の書類を局職員の指示に従い、提出しなければならない。

- ア 労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険） 1部
- イ 完成通知書 2部

ウ 完成図書（作業写真、報告書） 1部

(9) 社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立を証明する書類を提出しなければならない。

(10) 水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給を止めることができる。

(11) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

(12) 保護養生

受注者は、作業の履行に当たり、既設施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるときは、適切な保護養生を行わなければならない。

(13) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

ア 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

イ 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

ウ 作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

エ 発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。

(14) 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

できる。

2 作業概要

本作業は、洛西配水場ポンプ室内に保管している廃棄予定の変圧器の絶縁油にポリ塩化ビフェニル（PCB）が含有しているかを確認するため、絶縁油を採油してPCB含有分析を行うものである。

3 作業場所

京都市西京区大枝東長町3-61 洛西配水場

4 完成期限

令和7年2月28日とする。

5 対象機器

本作業の対象機器は、洛西配水場ポンプ室に保管している下記変圧器とする。

種別	製造会社	型式	台数	製造年
単相変圧器	三菱電機（株）	SF1	1	1967年
三相変圧器	三菱電機（株）	RA	1	1966年
単相変圧器	三菱電機（株）	SF型1種	1	1985年
三相変圧器	三菱電機（株）	RA	1	1985年

6 作業内容

- (1) 対象機器の上蓋を固定しているボルトを取外し、PCB分析に必要な量の絶縁油を採油すること。ただし、ボルトの破損等で上蓋が取り外せない場合、対象機器の上蓋にドリル等で穴を開けて採油すること。なお、採油後は漏油防止処置（穴埋め処置等）を実施すること。
- (2) 採取した絶縁油についてPCB分析を行うこと。なお、採油した絶縁油について、PCBが含まれる場合は発注者へ返却し、PCBが含まれない場合は受注者にて処分すること。
- (3) 分析方法は、「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に「簡易定量法」として、掲載されている方法とする。
- (4) 分析結果に基づき報告書（任意様式）を作成し提出すること。

7 その他

- (1) 作業着手時期については、発注者と調整を行い決定するものとする。
- (2) 本作業に当たっては、施設運用に支障が起らないよう十分注意して行うこと。

- (3) 作業時は、関係者等に危険が及ばないよう安全管理を行い、併せて騒音、振動及び悪臭等の公害防止の措置を講じること。
- (4) 作業場所及びその付近は、常に整理整頓し作業後は後片付け及び清掃を行うこと。